

特集 2 教職員福利厚生の実



教職員アパート全景（郡山市）

教職員福利厚生概要

教職員の福利厚生は、国の福利施策の進展とあいまって年々充実が図られているところである。

まず、恩給年額の増額は、昭和五十八年八月から二十九・三パーセントを、昭和五十一年一月から、更に六・八パーセントを引き上げることになり、制度的な改正としては、準教育職員がいったん退職した後、これに引き続かないで教育職員となった場合、その引き続かないことについてやむを得ない事情があるときは、通算措置を図り、また、八十歳以上の受給者については、俸給年額の三分の一の加給を行うなどの改正がされた。

一方、退職年金については、昭和四

十八年度以前の退職者は昭和五十八年八月から二十九・三パーセントを、昭和四十四年度以前の退職者は、昭和五十一年一月から、更に六・八パーセントを限度として引き上げることとし、その他準教育職員の通算条件の緩和、八十歳以上の者の退職年金等の計算の特例等恩給の改正と同様の改善措置がされた。

短期給付関係では、退職後も一年間に限って組合員と同様の短期給付を受けながら、保健事業にも参加できる、任意継続組合員制度が確立され、退職後の医療給付の改善がなされたもので、非常な進展を見たところである。現在昭和四十九年度末退職者を含めて、百